

3

老人ホーム入所判定委員会の設置及び運営に関すること

経緯

老人ホーム入所判定委員会の設置に関する経緯は表3-1のとおりです。

表3-1 老人ホーム入所判定委員会の設置に関する経緯

年月	内容
平成5年4月	老人福祉法の一部改正に伴い、(市)町村ごとに入所判定事務を行うこととされたため、長野広域圏15町村から共同処理要請があり、長野広域行政組合に入所判定委員会を設置(委員8人で構成)
平成12年4月	介護保険法施行に伴い、特別養護老人ホームの入所判定が不要になり、入所判定対象が養護老人ホームに限定される。 長野市、須坂市及び更埴市(現千曲市)3市からの共同処置要請を契機として、長野広域連合に長野地域における養護老人ホームへの入所判定を行う入所判定委員会を新たに設置(委員5人で構成)

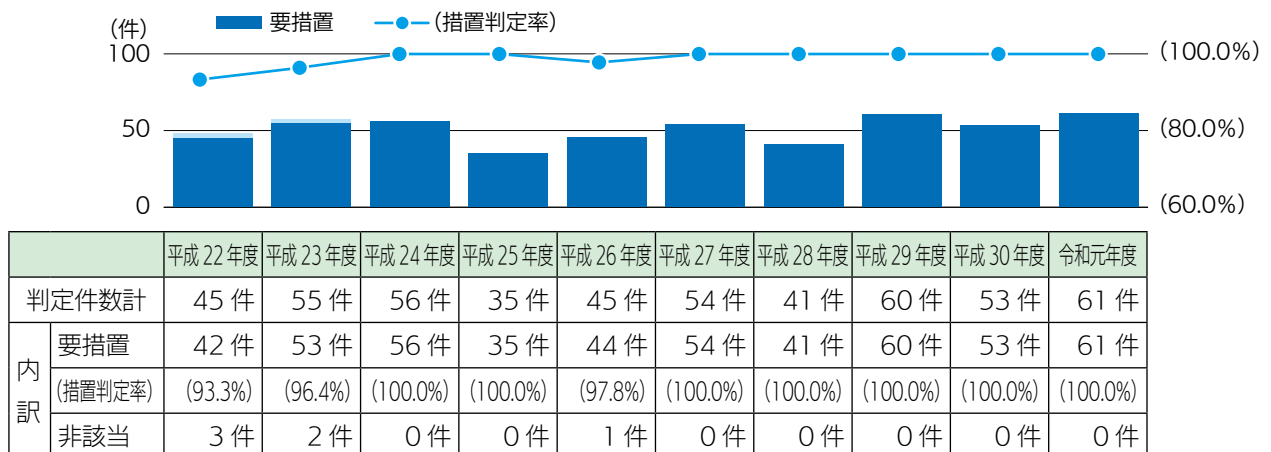
現状と課題

高齢化により介護ニーズが増加する中、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)等の充実が図られています。

一方で、介護保険法による施設サービスの利用対象には至らないが、経済的な理由、家族や住居の状況など、現在の環境の下では在宅での生活が困難な高齢者もいます。こうした高齢者の生活を支援する施設として、養護老人ホーム(老人福祉法)が設けられており、入所に当たっては市町村が入所判定委員会の意見を踏まえて措置を決定します。

長野広域連合の養護老人ホーム入所判定委員会は、あらかじめ計画する年3回の定例の委員会において委員同士の協議を通じて、公平、公正かつ適正な措置の要否判定に努めており、判定件数の推移は図3-1のとおりです。また、猛威を振るう自然災害により被災した高齢者など生活支援について速やかな要否判定が求められる場合には、定例の委員会の開催を待つことなく書面を通じた緊急の合議により迅速な判定に努めています。

図3-1 入所判定件数の推移






今後の方針及び施策

- 入所措置の基準に基づき、公平、公正で適正かつ迅速な判定を堅持します。
- 長野広域管内の入所措置の状況や待機者の状況について、関係市町村及び長野広域管内の施設と連携し、正確な情報の把握により迅速な高齢者支援に努めます。

【計画期間中の目標】

公平、公正で適正かつ迅速な判定を堅持します。

表3-2 今後の方針等とSDGsで目指すゴールとの関連

SDGsで目指すゴール		関連ターゲット
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	・ 基礎的な保健サービスへのアクセス
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	・ 説明責任のある透明性の高い審査会運営
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	・ 効果的な官民のパートナーシップの推進